

第80回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月20日（土曜日）午後1時開会

開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/4626/>



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期における世界経済は、旺盛なAI関連分野への投資が続く中、中東情勢など地政学リスクに伴う資源価格の高騰やインフレ率の上昇、為替相場の先行き不透明感の高まりなどにより不確実性が一段と増し、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、エレクトロニクス事業において、半導体パッケージ基板用部材については、液状製品、ドライフィルム製品ともに販売数量は前年同期を上回り、特にメモリ向けのドライフィルム製品は生成AIの普及を背景に需要が旺盛でした。リジッド基板用部材についても車載関連部材、スマートフォン関連部材ともに、需要は好調で販売数量は前年同期を上回りました。ディスプレイ関連部材については、最終製品の需要変動によりドライフィルム製品の販売数量は前年同期を下回りました。

医療・医薬品事業において、製造販売事業については、他社同効薬の供給不足に伴う需要増加などがあったものの、長期収載品における選定療養の仕組みの導入により対象品目の販売数量が減少し、売上高は前年同期を下回りました。製造受託事業については、新規委託元及び既存顧客からの受託数量増加により、売上高は前年同期を上回りました。

その結果、当期の売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期を上回ることとなりました。

なお、中間配当につきましては1株当たり165円（株式分割前の単価）を実施いたしました。過日公表しました「2026年3月期期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」のとおり、2026年3月期の期末配当を行わないことを決議いたしました。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解頂くとともに、今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長
齋藤 齊

証券コード4626
2026年5月29日

株主の皆様へ

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵388番地
太陽ホールディングス株式会社
代表取締役社長 齋藤 斉

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月19日（金曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月20日（土曜日）午後1時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1
※ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第80期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 議決権の行使に関する事項
「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社では、株主総会資料はウェブサイトにてご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求のお手続きを完了された株主様に限り、資料一式を書面でお送りすることとしております。なお、一部の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の2の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。また、監査等委員会及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、お送りする書面に記載したもののほか、各ウェブサイトに掲載している一部の事項が含まれております。

本株主総会の招集においては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

【当社ウェブサイト】

<https://www.taiyo-hd.co.jp/jp/>



上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」、「株式情報」、「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に当社名「太陽ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4626」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



定時株主総会にご出席いただける場合

本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。

日時 2026年6月20日（土曜日）午後1時

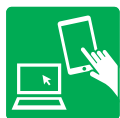
場所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2026年6月19日（金曜日）午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

[詳細は次ページ](#)

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月19日（金曜日）午後5時まで受付

- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合やパソコン又はスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

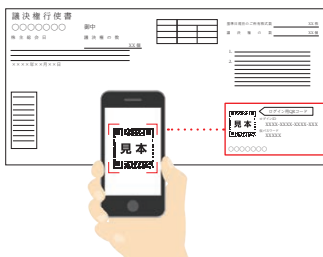
機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申し込みされた場合には、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載された「ログインID、仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載されたQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」にて議決権行使を行ってください。

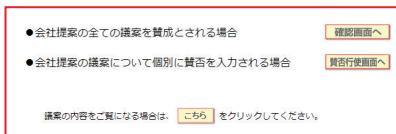
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

インターネット配信のご案内

株主総会の状況は、インターネットにおける同時配信によりご視聴することが可能です。

ご視聴を希望される株主様は、以下のログイン方法のご案内（手順）にてご視聴いただきますようお願い申し上げます。

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2026年6月20日（土曜日）午後1時00分より
（ログインは、午後0時30分より）

①配信サイトに
アクセス

<https://meetings.lumiconnect.com/>



②言語選択を「JA
（日本語）」にする



③会議IDをご入力 **700-552-114-144**

会議IDご入力後「会議に参加」ボタンを押してください。

※「クッキーポリシー」が表示された場合には、「必須クッキーのみ」又は「クッキーを受け入れる」を選択してください。

④ID・パスワード
をご入力

- ◆ID : 株主番号8ケタ（ハイフンのはのぞく）
- ◆パスワード：ご登録の郵便番号7ケタ（3月末時点）

ID、パスワードをご入力後、「サインイン」ボタンを押してください。

開会時間となる2026年6月20日（土曜日）午後1時00分までお待ちください。

事前質問の受付

本総会の目的事項に関して、事前にご質問いただくことができます。なお、事前にご質問いただいた事項につきましても、本総会で可能な限りご回答させていただく予定です。

「ログイン方法のご案内(手順)」をご参照のうえ、以下に記載の事前質問受付期間中に配信サイトへログインください。配信サイトへのログイン後、「事前質問」タブより、事前のご質問を送信いただけます。

事前質問受付期間

2026年5月29日(金曜日)午前0時から2026年6月19日(金曜日)午後5時まで

当日質問の受付

インターネット配信では、「質問(コメント)」タブより、本総会の配信動画をご視聴いただきながらご質問(コメント)いただくことができます。なお、いただいたご質問(コメント)のうち、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、株主総会当日又は後日当社ホームページにてご回答・ご紹介させていただくことを予定しております。

ご注意事項

1. インターネット配信に必要な環境

インターネット配信をご視聴いただくためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、インターネット配信に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様ご利用のパソコン、スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、インターネット配信をご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows11	macOS 最新版	Android10以上	iOS15以上
ブラウザ*	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※最新バージョンにてご視聴ください

2. その他の注意事項

- ご視聴の場合は、当日株主総会会場における会社法上のご出席・ご質問のお取り扱いとはならず、また動議のご提出もできませんのでご注意ください。議決権行使は、書面(郵送)又はインターネットによる方法で行っていただいた内容でのお取り扱いとさせていただきます。
- 通信環境等を原因として、株主様がインターネット配信をご視聴いただけない場合がございますが、当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねます。
- インターネット配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等は固くお断りいたします。
- インターネット配信及びコメント入力に対応している言語は、日本語のみとなります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役を2名増員し、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会において候補者を審議のうえ決定しており、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

なお、各候補者はその就任について承諾しております。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	さいとう 齋藤 ひとし 齊	代表取締役社長 グループ最高経営責任者（CEO） エレクトロニクスカンパニーCEO リスクマネジメント担当 研究本部担当
2	みねがし 峰岸 しょう 昌 じ 司	上席専務執行役員 エレクトロニクスカンパニーCTO
3	たわら 俵 てる 輝 みち 道	上席専務執行役員 Chief Digital Officer(最高デジタル責任者) 情報システム部担当
4	つちや 土屋 けい 恵 こ 子	社外取締役
5	まつ 松 村 せい 誠 せいいちろう 一郎	



所有する当社の株式数

普通株式

299,610株

候補者番号

1

さいとう
齋藤

ひとし
齋 (1965年4月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年11月 株式会社ウインシステム Marketing Manager (Win System Europe)
- 1996年9月 当社入社
- 2001年6月 TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Managing Director
- 同年7月 TAIYO INK (THAILAND) CO., LTD. General Manager/Director
- 2010年7月 当社海外営業部長
- 2012年6月 太陽インキ製造株式会社取締役 (現任)
- 2015年4月 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事社長兼CEO
- 2016年5月 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事社長兼CEO
- 同年6月 当社取締役
- 同年7月 当社取締役専務執行役員
- 2019年4月 TAIYO AMERICA, INC. Director (現任)
- 同年10月 TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director (現任*)
- 2020年2月 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. Director (現任*)
- 同年4月 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事会長兼CEO
- 同年同月 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事会長兼CEO
- 同年5月 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 (現任)
- 同年同月 永盛泰新材料 (江西) 有限公司董事 (現任*)
- 同年6月 TAIYO CIRCUIT AUTOMATION, INC. Director (現任)
- 同年同月 TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman (現任*)
- 2021年10月 永勝泰科技股份有限公司董事長 (現任)
- 同年12月 太陽油墨 (蘇州) 有限公司董事長
- 同年同月 永勝泰油墨 (深圳) 有限公司董事長
- 2022年1月 韓国タイヨウインキ株式会社理事 (現任*)
- 同年同月 太陽インキプロダクツ株式会社理事 (現任)
- 同年5月 当社エレクトロニクスカンパニーCEO (現任)
- 同年6月 当社代表取締役副社長
- 2025年4月 泰必豊半導体材料 (深圳) 有限公司董事長 (現任)
- 同年同月 太陽油墨貿易 (深圳) 有限公司董事長
- 同年6月 当社代表取締役社長、グループ最高経営責任者 (CEO)、リスクマネジメント担当、研究本部担当 (現任)
- 同年10月 太陽油墨 (蘇州) 有限公司董事 (現任)
- 同年同月 太陽油墨貿易 (深圳) 有限公司董事 (現任)

※2026年6月退任予定

取締役候補者とした理由

齋藤齊氏は、海外における豊富なマーケティングの知見とマネジメント経験を有しています。2025年6月より当社代表取締役社長に就任し、当社経営を牽引するなど、グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に向けて尽力しております。引き続きグループの意思決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たせるものと判断し、取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

41,300株

候補者番号

2

みね ぎし しょう じ
峰 岸 昌 司

(1970年6月30日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年4月 当社入社技術開発本部
- 2012年4月 太陽インキ製造株式会社技術開発本部開発二部長
- 2016年6月 太陽インキ製造株式会社取締役
同年同月 韓国タイヨウインキ株式会社理事
- 2019年4月 当社執行役員グループエレクトロニクス技術統括
同年6月 太陽インキ製造株式会社代表取締役社長（現任）
同年同月 太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事長
- 2020年6月 当社専務執行役員
- 2022年1月 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事会長兼CEO（現任）
同年同月 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事会長兼CEO（現任）
同年同月 太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事
同年5月 当社エレクトロニクスカンパニーCTO（現任）
同年同月 太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事
- 2023年6月 太陽油墨（蘇州）有限公司董事
- 2024年7月 当社上席専務執行役員（現任）
- 2025年10月 太陽油墨（蘇州）有限公司董事長（現任）
同年同月 太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事長（現任）
同年同月 台湾太陽油墨股份有限公司董事（現任）
同年同月 永勝泰科技股份有限公司董事（現任）
同年同月 太陽ファインケミカル株式会社取締役（現任）
同年同月 永盛泰新材料（江西）有限公司董事（現任）
- 2026年6月 TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman（就任予定）

取締役候補者とした理由

峰岸昌司氏は、エレクトロニクス事業における技術開発及び事業経営の分野で中心的な役割を担っており、当該分野の技術に関して深い知見を有しております。これらの経験と知見を当社の意思決定に活かせるものと判断し、取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数

普通株式

14,000株

候補者番号

3

たわら
俵
てる
輝
みち
道

(1974年3月9日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年 4月 住友電気工業株式会社入社
- 2004年 5月 株式会社トランスサイエンス入社
- 2005年12月 株式会社アンチエイジングサイエンス入社代表取締役CEO
- 2009年11月 株式会社ミスミ入社金型企業体国際マーケティング事業統括ディレクター
- 2015年 4月 アマゾンジャパン合同会社入社産業・研究開発用品事業部長
- 2019年 7月 当社入社代表取締役社長付
- 同年10月 太陽インキ製造株式会社代表取締役社長付
- 2020年 4月 当社常務執行役員
Chief Digital Officer (最高デジタル責任者) (現任)
- 同年 同月 ファンリード株式会社取締役 (現任)
- 2021年 1月 当社情報システム部担当 (現任)
- 2024年 7月 当社人事部担当
- 2025年 6月 当社内部監査部担当
- 2026年 1月 当社上席専務執行役員 (現任)
- 同年 同月 太陽ファルマテック株式会社取締役
- 同年 同月 太陽ファルマ株式会社取締役
- 同年 4月 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長 (現任)
- 同年 同月 太陽ファルマ株式会社代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

俵輝道氏は、グローバルなマネジメントについて豊富な経験を有するとともに、当社において情報システム、人事、内部監査等の分野で経験を重ね、現在は医療・医薬品事業の責任者として強いリーダーシップを発揮しています。これらの経験と知見を当社の意思決定に活かせるものと判断し、取締役候補者としていたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

1,800株

候補者番号

4

つち や けい こ
土屋 恵子

(1960年5月13日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 株式会社電通入社
- 1989年 4月 株式会社フェラーグ入社
- 1991年 4月 オーストラリア貿易促進庁入庁
- 1994年 1月 ベクトン・ディッキンソン株式会社HRプランニング&オーガニゼーション・エフェクティブネス・ダイレクター
- 2004年 7月 株式会社ヒューマンバリュー・リサーチ&プロデューサー
- 2005年10月 GE東芝シリコン株式会社 (現: モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社) 太平洋地域、執行役員人事本部長
- 2009年 1月 シスコ株式会社シニア・HRマネージャー
- 2011年 2月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社人事本部ヴァイスプレジデント
- 2015年 8月 アデコ株式会社取締役人事本部長
- 2016年 1月 同社取締役ピープルバリュー本部長
- 2017年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2019年 6月 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ理事 (現任)
- 2021年 6月 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役 (現任)
- 2024年 4月 株式会社トゥビーイングズアドバイザー (現任)
- 同年 6月 株式会社教育と探求社取締役 (現任)
- 同年 同月 当社取締役会議長 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

土屋恵子氏は、グローバル企業を中心に、人事・人材育成分野の統括責任者等を歴任され、同分野における豊富な経験と知見を有しております。これらを引き続き当社の人事部門及び人材の強化に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者といいたしました。



所有する当社の株式数

普通株式

一株

候補者番号

5

まつ むら せい いち ろう
松村 誠一郎

(1961年11月26日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 味の素株式会社中央研究所入社
1994年7月 日本バクスター株式会社入社マーケティングインターン
1995年8月 ポストン・コンサルティング・グループ入社
1999年5月 日本ベクトン・ディッキンソン株式会社入社ビジネスディベロップメントディレクター
2001年10月 同社マイクロバイオロジー事業部ゼネラルマネジャー
2005年4月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社GEヘルスケア超音波事業部日本超音波本部ゼネラルマネジャー
2009年2月 同社GEヘルスケア超音波事業部アジアパシフィックゼネラルマネジャー
2013年1月 日本アルコン株式会社代表取締役社長
2015年2月 三生医薬株式会社代表取締役兼社長
2020年4月 クオリカプス株式会社グローバルCEO・代表取締役社長
2023年10月 同社ジャパン代表取締役社長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松村誠一郎氏は、20年以上にわたりグローバルなヘルスケア・医療関連分野の事業会社での豊富なマネジメント経験を有しております。グローバルな観点から、当社グループ経営に有益な助言及び指摘と公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はございません。
2. 土屋恵子氏及び松村誠一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 土屋恵子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 当社は、現在、土屋恵子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。土屋恵子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、松村誠一郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、土屋恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、松村誠一郎氏が選任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する同契約を締結する予定であります。

これらの契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしており、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告に記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員状況 ① 取締役状況 (2026年3月31日現在) 注9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
7. 各候補者と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。
8. 当社が2025年12月19日付で公表した「執行役員辞任に関するお知らせ」のとおり、当社の元常務執行役員により不適切な経費精算が行われていたことが当事業年度において判明しました。本人から当社の常務執行役員及び当社子会社である太陽インキ製造株式会社の取締役辞任の申し出があり、両社を辞任しております。当社は本事案を重く受け止め、経費申請のチェック体制をより厳格なものに変更しており、引き続き、再発防止及び内部統制の強化に努めてまいります。当社社外取締役は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止に向けたガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底を求める等、その職責を果たしております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会において候補者を審議のうえ、監査等委員会の同意を得て決定しております。

なお、各候補者はその就任について承諾しております。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位及び兼職の状況
1	しまむらのりあき 嶋村紀明	当社取締役（常勤監査等委員） 再任
2	さとういくみ 佐藤郁美	当社社外取締役（監査等委員） のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士 ダイダン株式会社社外取締役 日本光電工業株式会社社外取締役（監査等委員） 再任 社外 独立
3	まるやまみさえ 丸山みさえ	当社社外取締役 丸山みさえ公認会計士事務所代表 株式会社ヤプリー社外監査役 ディップ株式会社社外取締役（監査等委員） あゆみ製薬ホールディングス株式会社社外監査役 新任 社外 独立



所有する当社の株式数
普通株式

26,400株

候補者番号

1

しま むら のり あき
嶋村 紀明

(1966年1月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2008年8月 台湾太陽油墨股份有限公司董事兼営業部長
2013年4月 太陽インキ製造株式会社導電材プロジェクトプロジェクトリーダー
2018年4月 同社PCB営業部長
2019年10月 同社PCBマテリアル部長
2020年4月 同社北九州事業所長
2022年1月 当社知財法務部長
2024年6月 当社コンプライアンス・オフィサー
同年7月 当社執行役員
2025年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

嶋村紀明氏は、当社子会社の取締役、当社の知財法務部長、執行役員及びコンプライアンス・オフィサーを歴任し、2025年から当社取締役（常勤監査等委員）を務め、その職務・職責を適切に果たしています。これら豊富な経験を通じて培われた幅広い知見を有していることから、引き続きその職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

一株

候補者番号

2

さとう いくみ
佐藤 郁美

(1963年12月25日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 1992年3月 渡米のため東京弁護士会登録抹消
- 1995年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 同年同月 弁護士登録（再）（第二東京弁護士会）
- 2013年3月 矢吹法律事務所入所
- 2017年4月 第二東京弁護士会副会長
- 2018年4月 日本弁護士連合会常務理事
- 2019年4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会委員
- 同年6月 ダイダム株式会社監査役
- 2021年1月 のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士（現任）
- 同年4月 日本弁護士国民年金基金常務理事
- 同年6月 ダイダム株式会社社外取締役（現任）
- 2022年6月 当社社外監査役
- 2024年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 同年同月 日本光電工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤郁美氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務、IT・知的財産権関連、海外法務等豊富な専門知識と経験から当社の監査等委員である社外取締役として、引き続きその職務を適切に遂行できるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



候補者番号

3

まる やま

丸山 みさえ (1970年7月13日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数
普通株式

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所
2011年12月 丸山みさえ公認会計士事務所設立（現任）
2021年 8月 株式会社スリーシェイク社外監査役
2022年 3月 株式会社ヤプリー社外監査役（現任）
2023年 5月 ディップ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年 6月 あゆみ製薬ホールディングス株式会社社外監査役（現任）
2025年 6月 当社社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

丸山みさえ氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と豊富な経験を有するほか、他社の社外監査役を歴任された経験による幅広い知見を有しております。これらの経験や実績が当社グループの持続的な企業価値向上に寄与するものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はございません。
2. 佐藤郁美氏及び丸山みさえ氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の在任期間
・佐藤郁美氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
・丸山みさえ氏は、現在、当社の社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、現在、佐藤郁美氏及び丸山みさえ氏の2名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。佐藤郁美氏及び丸山みさえ氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、現在、嶋村紀明氏、佐藤郁美氏及び丸山みさえ氏の3名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3名が選任された場合は、引き続き同契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしており、各候補者が監査等委員である取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告に記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ① 取締役の状況 (2026年3月31日現在) 注9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
7. 当社と各候補者との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。
8. 当社が2025年12月19日付で公表した「執行役員の辞任に関するお知らせ」のとおり、当社の元常務執行役員により不適切な経費精算が行われていたことが当事業年度において判明しました。本人から当社の常務執行役員及び当社子会社である太陽インキ製造株式会社の取締役の辞任の申し出があり、両社を辞任しております。当社は本事案を重く受け止め、経費申請のチェック体制をより厳格なものに変更しており、引き続き、再発防止及び内部統制の強化に努めてまいります。当社社外取締役は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止に向けたガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底を求める等、その職責を果たしております。

【ご参考】本株主総会後の取締役の専門性及び経験

氏名	本株主総会後の 当社における 地位・担当役職	企業経営 事業戦略	グローバル	生産品質 研究開発	ESG サステナ ビリティ	人材マネ ジメント 多様性	財務会計 M&A	法務 リスクマネ ジメント
齋藤 育	代表取締役社長	○	○	○	○			
峰岸 昌司	取締役 新任	○	○	○				
俵 輝道	取締役 新任	○	○			○		
土屋 恵子	社外取締役 独立		○		○	○		
松村 誠一郎	社外取締役 新任 独立	○	○	○				
嶋村 紀明	取締役 (常勤監査等委員)		○	○				○
佐藤 郁美	社外取締役 (監査等委員) 独立				○	○		○
丸山 みさえ	社外取締役 (監査等委員) 新任 独立					○	○	○

独立：株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

企業経営・事業戦略：経営経験、取締役経験、事業戦略などを想定

グローバル：グローバルを意識した事業展開の実現、経験を想定

ESG・サステナビリティ：環境、社会貢献活動、地域創生活動、持続可能な事業活動の意味を含む

人材マネジメント・多様性：多様化する組織や社会に対応する自律型人材開発・育成・活用、マネジメント、ダイバーシティ（女性推進活動など）に関する取り組みなどを想定

財務会計・M&A：財務会計及び戦略的なM&Aに対する経験、知見を想定

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当期の経営成績の概況

当連結会計年度の売上高は137,851百万円（前年同期比15.8%増）、営業利益は32,529百万円（前年同期比47.4%増）、経常利益は32,244百万円（前年同期比49.4%増）となりました。なお、特別利益に係る会社清算益を、特別損失にコーポレートアクション費用を計上した影響等から、親会社株主に帰属する当期純利益は24,011百万円（前年同期比122.7%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

当社グループは、事業子会社を基礎としたセグメントから構成されており、「エレクトロニクス事業」、「医療・医薬品事業」の2つを報告セグメントとしています。

エレクトロニクス事業

半導体パッケージ基板用部材については、液状製品、ドライフィルム製品ともに販売数量は前年同期を上回りました。特にメモリ向けのドライフィルム製品を中心に、AIの普及を背景とした需要の高まりが当期を通じて一貫して見られ、販売数量が増加しました。

リジッド基板用部材については、車載関連部材、スマートフォン関連部材において、中国地域を中心に需要が好調に推移し、販売数量は前年同期を上回りました。また、ディスプレイ関連部材において、最終製品の需要変動に伴い当社製品の需要が低下し、ドライフィルム製品の販売数量は前年同期を下回りました。

当事業については、海外での売上高比率が9割を超えていることから、為替が円高に推移することが減収、減益の一因となります。当期累計期間における期中平均為替レートは1米ドル150.9円であり、前年同期の期中平均為替レートである1米ドル152.5円と比較し1.6円の円高に推移しました。

その結果、売上高は95,285百万円（前年同期比16.6%増）、セグメント利益は29,177百万円（前年同期比36.0%増）となりました。

医療・医薬品事業

太陽ファルマテック株式会社が行う医療用医薬品の製造受託事業については、新規委託元からの受託製造の本格化による受託数量増加に加え、既存顧客からの受託数量増加により、売上高が前年同期を上回りました。

太陽ファルマ株式会社が行う医療用医薬品の製造販売事業については、他社同効薬の供給不足に伴う需要増加に加え、薬価改定における不採算品再算定により一部製品の薬価が引き上げられた一方で、2024年10月に開始された長期収載品における選定療養の仕組みの導入により対象品目の販売数量が減少したことから、売上高は前年同期を下回りました。

また、株式会社マイ・スターズが行う歯科技工製品の製造及び販売業についても、売上高が前年同期を上回りました。

その結果、売上高は36,490百万円（前年同期比15.6%増）、セグメント利益は5,063百万円（前年同期比147.1%増）となりました。

なお、2026年3月31日付「KJ005株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」で公表しましたとおり、KJ005株式会社による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を同日開催の取締役会において決議しています。

本公開買付けの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の「KJ005株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」（https://www.taiyo-hd.co.jp/jp/investor/irnews/news20260331000002/main/0/link/20260331_02.pdf）をご参照ください。

② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の有形固定資産及びソフトウェアへの設備投資額は、8,957百万円でした。その主なものとして、太陽インキ製造株式会社において4,435百万円、太陽ファルマテック株式会社において1,689百万円、太陽油墨（蘇州）有限公司において524百万円実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な固定資産の除却、売却等はございません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と限度額21,000百万円の当座借越契約を締結しています。また、当事業年度におきましては、金融機関より借入金を中心に資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業譲受の状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第77期 2023年3月期	第78期 2024年3月期	第79期 2025年3月期	第80期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高 (百万円)	97,338	104,775	119,010	137,851
営業利益 (百万円)	15,972	18,203	22,067	32,529
経常利益 (百万円)	15,462	17,310	21,577	32,244
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,405	8,654	10,780	24,011
1株当たり当期純利益 (円)	101.86	77.44	96.59	215.92
総資産 (百万円)	187,263	212,751	192,022	201,928
純資産 (百万円)	92,739	100,398	102,978	115,757
1株当たり純資産額 (円)	831.62	897.57	927.34	1,040.16

(注) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第77期(2023年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第77期 2023年3月期	第78期 2024年3月期	第79期 2025年3月期	第80期 (当事業年度) 2026年3月期
営業収益 (百万円)	14,016	15,463	23,650	27,149
営業利益 (百万円)	6,788	7,236	15,188	17,961
経常利益 (百万円)	6,551	6,894	14,109	18,622
当期純利益 (百万円)	6,362	6,058	10,166	18,298
1株当たり当期純利益 (円)	56.82	54.22	91.09	164.55
総資産 (百万円)	116,604	132,686	117,962	113,828
純資産 (百万円)	53,967	55,662	59,577	63,069
1株当たり純資産額 (円)	483.96	497.64	536.53	566.78

(注) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第77期(2023年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
太 陽 イ ン キ 製 造 株 式 会 社	450百万円	100.0%	PCB用SR [*] 等の製造販売
太 陽 油 墨 (蘇 州) 有 限 公 司	30百万米ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
永 盛 泰 新 材 料 (江 西) 有 限 公 司	7百万米ドル	(100.0%)	PCB用SR等の製造販売
台 湾 太 陽 油 墨 股 份 有 限 公 司	310百万台湾ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
韓 国 タ イ ヨ ウ イ ン キ 株 式 会 社	2,698百万韓国ウォン	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO AMERICA, INC.	2百万米ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	10百万米ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO INK INTERNATIONAL (HK) LIMITED	10百万香港ドル	100.0%	PCB用SR等の販売
太 陽 油 墨 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司	800千米ドル	100.0%	PCB用SR等の販売
永 勝 泰 科 技 股 份 有 限 公 司	313百万台湾ドル	100.0%	PCB用SR等の販売
太 陽 イ ン キ プ ロ ダ ク ツ 株 式 会 社	100百万韓国ウォン	(100.0%)	PCB用SR等の販売
TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD	2百万シンガポールドル	100.0%	PCB用SR等の販売
TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD.	11百万タイバーツ	100.0%	PCB用SR等の販売
太 陽 フ ァ ル マ 株 式 会 社	450百万円	(100.0%)	医療用医薬品の製造販売
太 陽 フ ァ ル マ テ ッ ク 株 式 会 社	300百万円	100.0%	医療用医薬品の製造受託
株 式 会 社 マ イ ・ ス タ ー ズ	30百万円	(100.0%)	歯科技工物の製造、販売
太 陽 フ ァ イ ン ケ ミ カ ル 株 式 会 社	49百万円	100.0%	染料、顔料、薬品及びインク等の製造販売
太 陽 グ リ ー ン エ ネ ル ジ ー 株 式 会 社	10百万円	100.0%	自然エネルギーによる発電事業等
株 式 会 社 嵐 山 食 堂	15百万円	100.0%	飲食施設の運営等
株 式 会 社 フ ァ ン リ ー ド	80百万円	100.0%	システムエンジニアリングサービス
株 式 会 社 ア ペ ッ ク ス	21百万円	(100.0%)	システム開発
株 式 会 社 エ ク シ ー ズ	47百万円	(100.0%)	システム開発

※PCB用SR…プリント基板用ソルダーレジスト

- (注) 1. 永盛泰新材料（江西）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
2. 太陽インキプロダクツ株式会社に対する当社の議決権比率は、太陽インキ製造株式会社を通じての間接所有分です。
3. 太陽ファルマ株式会社に対する当社の議決権比率は、太陽ファルマテック株式会社を通じての間接所有分です。
4. 株式会社マイ・スターズに対する当社の議決権比率は、太陽ファルマテック株式会社を通じての間接所有分です。
5. 株式会社アペックスに対する当社の議決権比率は、株式会社ファンリードを通じての間接所有分です。
6. 株式会社エクシーズに対する当社の議決権比率は、株式会社ファンリードを通じての間接所有分です。
7. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③ その他の重要な企業結合の状況

D I C株式会社は、当社の株式を20.02%（議決権比率は20.03%）所有しており、当社はD I C株式会社の持分法適用の関連会社です。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念である「楽しい社会の実現」に向け、2021年6月に長期経営構想「Beyond Imagination 2030」を策定いたしました。長期経営構想では7つの基本方針と、当社の目指す姿としてエレクトロニクス事業、医療・医薬品事業を中心に成長すると同時に、エネルギー事業、食糧事業、DX（デジタルトランスフォーメーション）にも積極的に取り組むことを掲げております。

また、当社は、2025年8月に新たに中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画は、長期経営構想の実現に向けた具体的なロードマップであるとともに、企業価値の持続的な向上を導く指針として、新たな財務目標や事業別の方針を定めたものです。

【7つの基本方針】

- ① 多様化する組織や社会に対応する自律型人材の育成・活用
- ② エレクトロニクス事業の継続した成長と新規事業領域の創造
- ③ 医療・医薬品事業の更なる成長
- ④ デジタルトランスフォーメーションによる進化と変革
- ⑤ 新たな事業の創出
- ⑥ 戦略的なM&A
- ⑦ SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み強化

【中期経営計画 財務目標 (2031年3月期)】

① 連結売上高	1,800億円
② 連結営業利益	470億円
③ ROE (自己資本利益率)	30%
④ DOE (株主資本配当率)	5%以上維持

長期経営構想「Beyond Imagination 2030」の基本方針ごとにグループ全体で各種施策に取り組んでおり、特に次の施策を重点的に取り組んでいます。

1. 多様化する組織や社会に対応する自律型人材の育成・活用 (基本方針①)

多様化する組織や社会に対応し、企業として成長していくには、それを支えていく人材の育成が重要な課題と考えています。「仕事のやりがい」「職場環境」「公正な評価・給与」の3つをバランス良く整えることで、自ら目標を設定し、その達成のためのプロセスと成果の創出を楽しむことができる自律型人材があふれる組織を目指しています。

2. エレクトロニクス事業の継続した成長と新規事業領域の創造 (基本方針②)

当社グループのエレクトロニクス事業は、主力製品であるSRの市場において世界トップクラスのシェアを有し、また、海外での売上比率が9割を超えています。生成AIの急速な普及に伴う半導体の高性能化により、AIサーバー、データセンター、次世代通信インフラといった分野での需要が増加しており、当社グループの製品の需要も中長期的に拡大していくと予想しております。さらに、次世代モビリティの進展において、自動車の電動化、電装化が加速しており、電気自動車やハイブリッド車の普及に伴うSRの使用量増加が重要な事業機会となりうると捉えています。このような状況において永続的に成長していくために、特に次の施策について重点的に取り組んでいます。

<研究開発体制の整備>

2024年に開設した技術開発センターをはじめとして、研究開発のための積極的な設備投資を行っており、国内外の優秀な研究者・技術者の採用と育成に注力しています。今後は、主力製品であるドライフィルムタイプのSRの技術開発を目的とした生産技術センターの建設を予定しております。設備投資に加え外部連携も強化し、事業開発を強く推進していきます。

<新製品の迅速な事業化>

当社グループでは、製品化の目処が立ったところで、営業部門・製造部門・開発部門から選抜した専属プロジェクトを立ち上げ、一定の責任と権限を付与することにより、製品化から事業化までの障壁を乗り越える力を高めスピードアップを両立しながら事業化を推進しています。

<為替リスク対策>

米政権による関税政策や中東情勢などの影響で為替リスクが高まる状況において、当事業の製品販売価格は外貨建となっていることが多く、為替レートの変動が業績の変動につながりやすいため、為替リスク対策は重要な課題です。引き続き、「地産地販」（「現地（各市場）で販売する製品は現地で生産する」という方針）を推し進めるとともに、原材料の現地調達比率を高めることにより、収入と支出の取引通貨の一致を図ります。

<原材料等の調達リスク対策>

中東情勢の緊迫化に伴い、原材料メーカーの供給不足や罹災等により生産活動へ影響が生じるリスクや、原材料価格の高騰による当社製品の収益性悪化のリスクが高まっています。これらの調達リスクへの対策は重要な課題であり、当社は引き続き様々なサプライヤーからの原材料調達を進めるとともに、収益性の悪化が見込まれる場合は製品への適切な価格転嫁を行っていきます。

3. 医療・医薬品事業の更なる成長（基本方針③）

医療・医薬品業界は、品質問題による供給停止や、選定療養制度をはじめとした医療費抑制のための医療制度改革の推進など予見可能性が低下している環境にあります。このような状況下において、当社グループは将来を通じて既存製品を安定的に供給するために必要な体制の構築、医療機関・患者様のニーズに合致した医薬品の提供を目指します。

<医療用医薬品製造受託事業の継続>

第一三共プロファーマ株式会社の高槻工場を会社分割により承継した太陽ファルマテック株式会社では、医薬品製造受託事業を行っています。従来どおり既存顧客に対する安定供給だけでなく、当期は新規顧客からの受託製造が本格化しました。今後も製造受託事業の成長を目指し、新規顧客からの受託や、再生医療や遺伝子治療薬などの新しい分野での受託を強化すると同時に、引き続き高品質な製品の安定供給を行います。

<医療用医薬品製造販売事業の継続>

太陽ファルマ株式会社は、中外製薬株式会社、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社、アストラゼネカ株式会社、Janssen Pharmaceutica NVより譲受した19製品の長期収載品をラインナップしており、医療用医薬品を確実かつ安定的に医療現場へ提供し続けています。今後も医療現場の声にお応えする医薬品の製剤開発や提供を継続します。

<医薬品の副作用等リスクへの対策>

医薬品の製造販売には、製品回収や販売中止、健康被害に関する賠償責任等に関するリスクが伴います。薬機法[※]及び関連する規制の遵守を徹底するとともに、必要な賠償責任保険に加入することにより、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限に留めるべく対応していきます。

※薬機法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

4. デジタルトランスフォーメーションによる進化と変革（基本方針④）

急速な事業環境の変化をとらえつつ、グローバルな競争力を強化していくには、当社グループの業務・仕組み・ビジネスモデルを不断に高度化・革新していくことが重要な課題と考えています。デジタルトランスフォーメーションの推進により、受発注・生産管理・研究開発・新事業開発など、あらゆる業務・仕組みを変革し、グループ内及び顧客に新しい価値を提供していきます。

5. 新たな事業の創出（基本方針⑤）

当社グループは、中長期的な企業価値の向上のために、既存の事業の強化に加え、新たな事業を継続的に創出するための取り組みを重視しています。エレクトロニクス、医療・医薬品、ICT、ファインケミカル、エネルギー、食糧に続く、当社グループの収益の柱となる新たな事業展開に今後も注力していきます。

6. 戦略的なM&A（基本方針⑥）

既存事業の強化、新規事業の立ち上げ加速のために、当社グループの保有する経営資源の活用だけでなく、戦略的に他社との業務提携や資本提携、M&Aを今後も積極的に行っていきます。

7. SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み強化（基本方針⑦）

当社グループは、SDGsの重要性が世界的に広く注目される以前より、持続的な企業価値の向上に不可欠なものとして、SDGsと親和性のある取り組みを進めてきました。具体的には、日本国内に水上太陽光発電所を開所し、再生可能エネルギーの普及促進を通じて気候変動課題に対応しています。当期は、国内19、20カ所目となる水上太陽光発電所を開所しました。また、地域のイベントや美化活動への参加、子ども食堂の実施など、地域社会に根差した活動や取り組みも積極的に行っています。

なお、当社は、2026年3月31日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けに関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付けを含む当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引を経て、当社株式を非公開化することを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

また、当社は、現金による株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施する基本方針に基づき、「DOEを長期経営構想の目標指数とし、連結決算を基準にDOE5%以上を維持すること」、「ROE改善に向け連結総還元性向100%を目安とした株主還元を実施すること（少なくとも2028年3月期まで）」を目標としてまいりました。しかしながら、公開買付者によれば、本公開買付けにおける買付け等の価格は、2026年3月31日を基準日とした配当が行われないことを前提として総合的に判断・決定されていることから、2026年3月31日開催の取締役会において、2026年3月期の期末配当予想を修正し、2026年3月期の期末配当を行わないことを決議いたしました。これにより、2026年3月期においては、ROE22.0%、DOE9.5%となりました。

なお、2027年3月期の中間配当及び期末配当についても行わないことを予定しています。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、プリント基板用部材を始めとする電子機器用化学品部材の開発・製造販売及び仕入販売に関する事業、医療用医薬品の製造販売・製造受託に関する事業を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

太陽ホールディングス株式会社	当 社	本 社	東京都 豊島区
		嵐山事業所	埼玉県 比企郡嵐山町
太陽インキ製造株式会社	連結子会社	本社・工場	埼玉県 比企郡嵐山町
		技術開発センター	埼玉県 比企郡嵐山町
		工 場	福岡県 北九州市
太陽油墨(蘇州)有限公司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
永盛泰新材料(江西)有限公司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
台湾太陽油墨股份有限公司	連結子会社	本社・工場	台湾
韓国タイヨウインキ株式会社	連結子会社	本社・工場	大韓民国
TAIYO AMERICA, INC.	連結子会社	本社・工場	アメリカ合衆国
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	連結子会社	本社・工場	ベトナム社会主義共和国
TAIYO INK INTERNATIONAL(HK)LIMITED	連結子会社	本 社	中華人民共和国
太陽油墨貿易(深圳)有限公司	連結子会社	本 社	中華人民共和国
永勝泰科技股份有限公司	連結子会社	本 社	台湾
太陽インキプロダクツ株式会社	連結子会社	本 社	大韓民国
TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD	連結子会社	本 社	シンガポール共和国
TAIYO TRADING(THAILAND)CO., LTD.	連結子会社	本 社	タイ王国
太陽ファルマ株式会社	連結子会社	本 社	東京都 千代田区
太陽ファルマテック株式会社	連結子会社	本社・工場	大阪府 高槻市
株式会社マイ・スターズ	連結子会社	本 社	東京都 港区
太陽ファインケミカル株式会社	連結子会社	本社・工場	福島県 二本松市
太陽グリーンエナジー株式会社	連結子会社	本 社	埼玉県 比企郡嵐山町
株式会社嵐山食堂	連結子会社	本 社	東京都 豊島区
株式会社ファンリード	連結子会社	本 社	東京都 豊島区
株式会社アペックス	連結子会社	本 社	東京都 豊島区
株式会社エクシーズ	連結子会社	本 社	福岡県 福岡市

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使 用 人 数			臨 時 雇 用 員 数		
	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 (△は減)	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 (△は減)
エレクトロニクス事業	1,383名	1,370名	13名	131名	100名	31名
医療・医薬品事業	618名	573名	45名	143名	145名	△2名
その他・全社共通	560名	542名	18名	65名	60名	5名
合 計	2,561名	2,485名	76名	339名	305名	34名

- (注) 1. 臨時雇用員数は、パートタイム、派遣社員の人数を記載しております。
2. 「その他・全社共通」には、ICT&S事業と当社管理部門を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数			臨 時 雇 用 員 数		
当事業年度	前事業年度	増 減 (△は減)	当事業年度	前事業年度	増 減 (△は減)
176名	171名	5名	13名	15名	△2名

使 用 人	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
		37.5歳

(注) 上記使用人数には当社から社外への出向社員を除き、社外から当社への出向社員を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	197億円
株式会社みずほ銀行	101億円
株式会社りそな銀行	39億円
農林中央金庫	30億円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 200,000,000株
 (注) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を100,000,000株から200,000,000株に変更しております。
- ② 発行済株式の総数 普通株式 116,839,616株
 (注) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は、58,419,808株増加しております。
- ③ 株主数 10,175名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
D I C 株 式 会 社	22,469千株	20.02%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	12,488千株	11.13%
株 式 会 社 光 和	7,067千株	6.30%
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 (株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 退 職 給 付 信 託 口)	4,464千株	3.98%
O A S I S J A P A N S T R A T E G I C F U N D Y L T D .	3,677千株	3.28%
C G M L P B C L I E N T A C C O U N T / C O L L A T E R A L	3,415千株	3.04%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,279千株	2.92%
四 国 化 成 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,980千株	2.66%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	2,603千株	2.32%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	2,386千株	2.13%

(注) 持株比率は自己株式(4,612,054株)を控除して計算しています。なお、自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式(950,880株)を含んでおりません。また、自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数 (株)	人 数 (名)
取締役(監査等委員である取締役及び社外役員を除く。)	普通株式 25,913	2

(注) 1. 当社の株式報酬制度(業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬)の内容については、「(3) 会社役員の内情 ③ 当事業年度に係る取締役の報酬等 イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」に記載しております。
 2. 上記のうち6,613株は譲渡制限付株式報酬制度による、19,300株は業績連動株式報酬制度による当社普通株式の交付数であります。
 3. 上記のうち譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役は1名、業績連動株式報酬制度の対象となる取締役は2名であります。

⑥ その他の株式に関する重要な事項 該当事項はございません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	齋 藤 齊	グループ最高経営責任者 (CEO) リスクマネジメント担当 研究本部担当 エレクトロニクスカンパニーCEO 太陽インキ製造株式会社取締役 太陽油墨 (蘇州) 有限公司董事 太陽油墨貿易 (深圳) 有限公司董事 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 韓国タイヨウインキ株式会社理事 TAIYO AMERICA, INC. Director TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director 永勝泰科技股份有限公司董事長 太陽インキプロダクツ株式会社理事 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. Director TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman 永盛泰新材料 (江西) 有限公司董事 TAIYO CIRCUIT AUTOMATION, INC. Director 泰必豊半導体材料 (深圳) 有限公司董事長
取 締 役	土 屋 恵 子	取 締 役 会 議 長 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ理事 株式会社トゥビーイングズアドバイザー 株式会社教育と探求社取締役
取 締 役	丸 山 み さ え	丸山みさえ公認会計士事務所代表 株式会社ヤプリ社外監査役 ディップ株式会社社外取締役 (監査等委員) あゆみ製薬ホールディングス株式会社社外監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	嶋 村 紀 明	—
取 締 役 (常勤監査等委員)	杉 浦 秀 徳	一般財団法人杏の杜財団監事 オリオンビール株式会社社外監査役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 郁 美	のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士 ダイダン株式会社社外取締役 日本光電工業株式会社社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役土屋恵子氏、取締役丸山みさえ氏、取締役(常勤監査等委員)杉浦秀徳氏及び取締役(監査等委員)佐藤郁美氏の4名は、社外取締役です。なお、当社は同4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 取締役(常勤監査等委員)嶋村紀明氏は、当社の知財財務部長、執行役員及びコンプライアンス・オフィサーを経験しており、法務・リスクマネジメントに関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(常勤監査等委員)杉浦秀徳氏は、証券・金融業界における業務経験を有するほか、金融の専門家として大学の教授、講師を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)佐藤郁美氏は、弁護士として企業法務、IT・知的財産権関連、海外法務等豊富な専門知識と経験から、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役嶋村紀明氏及び杉浦秀徳氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
齋藤 斉	泰必豊半導体材料(深圳)有限公司 董事	泰必豊半導体材料(深圳)有限公司 董事長	2025年 4月 1日
	太陽油墨貿易(深圳)有限公司 董事	太陽油墨貿易(深圳)有限公司 董事長	2025年 4月 1日
	—	グループ最高経営責任者(CEO)	2025年 6月21日
	—	リスクマネジメント担当	2025年 6月21日
	—	研究本部担当	2025年 6月21日
	太陽油墨(蘇州)有限公司 董事長 太陽油墨貿易(深圳)有限公司 董事長	太陽油墨(蘇州)有限公司 董事 太陽油墨貿易(深圳)有限公司 董事	2025年 10月 1日 2025年 10月 1日

7. 2026年4月1日以降における取締役の「担当及び重要な兼職の状況」の異動の予定は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動予定年月
齋藤 斉	韓国タイヨウインキ株式会社 理事	—	2026年 6月
	TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director	—	2026年 6月
	TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. Director	—	2026年 6月
	TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman	—	2026年 6月
	永盛泰新材料(江西)有限公司 董事	—	2026年 6月

8. 責任限定契約の内容の概要

当社は、その期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項に基づき、定款において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り、法令が定める最低責任限度額としております。これに基づき、取締役である土屋恵子氏、丸山みさえ氏、嶋村紀明氏、杉浦秀徳氏及び佐藤郁美氏は、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任限定契約を締結しております。

9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び「1. 企業集団の現況 (6) 主要な営業所及び工場」に記載の日本国内に本社の存する当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び費用を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

10. 補償契約の内容の概要等

当社と各取締役との間には補償契約の締結はございませんが、注9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおり、役員等賠償責任保険契約の補償範囲に会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号規定の損失が含まれており、当該保険料は全額当社が負担しております。

② 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
佐藤英志	2025年6月21日	任期満了	代表取締役社長 グループ最高経営責任者（CEO） リスクマネジメント担当 医療・医薬品カンパニーCEO 研究本部担当 太陽ファルマ株式会社代表取締役会長 株式会社ファンリード取締役 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長
高野聖史	2025年6月21日	任期満了	取締役 D I C 株式会社常務執行役員新事業統括本部長
照沼かおり	2025年6月21日	辞任	取締役（常勤監査等委員） 太陽インキ製造株式会社監査役

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社の取締役報酬制度は、以下の基本方針に基づき株主総会の承認の範囲内で指名報酬委員会にて審議された答申内容を尊重し、取締役会で決定、運用します。

<基本方針>

- ・当社は、業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下同じです。）に対し、確定金額報酬に加え、業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬を支給する。
- ・業務執行取締役に対し当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を進める。
- ・短期、中期、長期のインセンティブ・プランを設定することで、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与える。
- ・優秀なトップマネジメント人材の獲得とリテンションを図り、株式報酬制度によって業務執行取締役に株式を交付することで、株主としての意識の醸成を図る。

当事業年度に係る役員報酬制度と取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、報酬諮問委員会の答申を受け、2024年6月15日開催の取締役会において次のとおり決定しています。なお、2026年5月14日開催の取締役会において、第81期（2027年3月期）以降の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の一部変更を決定しています。変更後の内容は、「[口.変更後の内容](#)」をご参照ください。

(1) 報酬の種類と株主総会での決議事項

報酬の種類	報酬の名称	株主総会の決議の内容	対象となる役員	員数	
固定 金銭	—	確定金額報酬 2024年6月15日 第78回 定時株主総会	(取締役(監査等委員である取締役を除く。)) 確定金額報酬を総額3億円以内(うち社外取締役は6千万円以内)とすること (監査等委員である取締役) 月額700万円以内とすること	取締役(監査等委員である取締役を除く。) うち社外取締役 監査等委員 うち社外取締役	4名 1名 3名 2名
	短期 イン セン テイ プ	業績連動金銭報酬 2024年6月15日 第78回 定時株主総会	業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬として次の算定方法で算出される金額(上限額)以内の金銭とすること (算定方法) 業績連動金銭報酬(上限額) = 税金等調整前当期純利益× (1から直近3事業年度平均実効税率及び直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率を引いた値) ^(注2) ×1.6%	業務執行取締役 ^(注1)	2名
株式	中期 イン セン テイ プ	業績連動株式報酬 2024年6月15日 第78回 定時株主総会	業務執行取締役に対する業績連動株式報酬として次の算定方法で算出される金額(上限額)以内の金銭とすること及び業績連動株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、400,000株 ^(注3) 以内とすること (算定方法) 業績連動株式報酬(上限額) = 税金等調整前当期純利益× (1から直近3事業年度平均実効税率及び直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率を引いた値) ^(注2) ×3.4%	業務執行取締役 ^(注1)	2名
	長期 イン セン テイ プ	譲渡制限付 株式報酬 2024年6月15日 第78回 定時株主総会	譲渡制限付株式報酬(譲渡制限付株式の付与のための金銭債権)を年額3億円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり160,000株 ^(注3) 以内とすること 払込期日から10年間の譲渡制限期間を設けること	業務執行取締役 ^(注1)	2名

- (注) 1. 業務執行取締役とは、法人税法施行令第69条第9項第1号に該当する取締役をいいます。
2. (1から直近3事業年度平均実効税率及び直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率を引いた値)・・・以下「A」

- ・ 直近3事業年度：業績連動金銭報酬又は業績連動株式報酬の支給対象となる事業年度の前3事業年度
 - ・ 実効税率：有価証券報告書に開示する「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に記載する「税効果会計適用後の法人税等の負担率」
 - ・ 非支配株主に帰属する当期純利益率：非支配株主に帰属する当期純利益（百万円未満切捨て）÷税金等調整前当期純利益（百万円未満切捨て）
 - ・ 「A」で計算するパーセンテージは小数点第3位を四捨五入します。
3. 当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。なお、2025年12月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割したため、当該株数は変更されています。以下、株式数に関する定めは同様です。
- (2) 各報酬等の種類別の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針
- ・ 固定的に支給され、価値が変動しない確定金額報酬は相対的に低い水準とすること
 - ・ 業績や株価に連動した報酬の比率を高めること
 - ・ 業績に連動しその価値（株価）が変動する株式による報酬が過半数を占めるように設計すること
 - ・ 役位が上がるにつれ、株式による報酬の比率が高くなること
 - ↳ 譲渡制限付株式報酬は長期的なインセンティブとして役位別の固定額を基礎とした株式数を安定的に付与
 - ↳ 業績連動株式報酬は業績の成長に伴い譲渡制限付株式報酬で付与される株式数と比して多く付与
- (3) 業績連動報酬の業績指標に「税金等調整前当期純利益」を選択した理由
- 親会社株主に帰属する当期純利益は、取引先、従業員、金融機関、国、地方自治体等の利害関係者への分配後の利益であり、株主の皆様へに帰属する成果です。その一部を業務執行取締役等に分配することから、株主との価値共有という観点から鑑みると、合理的な指標であると考えています。
- 当社の指標である「税金等調整前当期純利益」に、「実効税率」及び「非支配株主に帰属する当期純利益率」のそれぞれ直近3事業年度平均を考慮することで、「親会社株主に帰属する当期純利益」に実質的に相当する金額を算出し、当該金額を指標としていることから、「親会社株主に帰属する当期純利益」を用いる意義に近いものと考えています。
- また、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬ともに、利益水準が低い（赤字を含みます）場合には、業務執行取締役の報酬も低い水準となり、「税金等調整前当期純利益」が0（ゼロ）以下の場合には支給されません。
- (4) 各報酬の概要
1. 確定金額報酬
- 各取締役への支給額については、役位別に月額報酬を毎月支給します。

2. 業績連動金銭報酬

イ) 概要

業績連動金銭報酬は、株主総会で承認可決された業績連動金銭報酬（上限額）以内で、ロ) 算定式により算出される支給対象となる各事業年度（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）における報酬総額を支給対象者（業務執行取締役及び上席専務執行役員をいいます。以下同じです。）の当該事業年度の役位に応じて配分し、各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に金銭で支給します。

ロ) 算定式

業績連動金銭報酬総額（支給総額）＝ 税金等調整前当期純利益 × 「A」 × 支給率

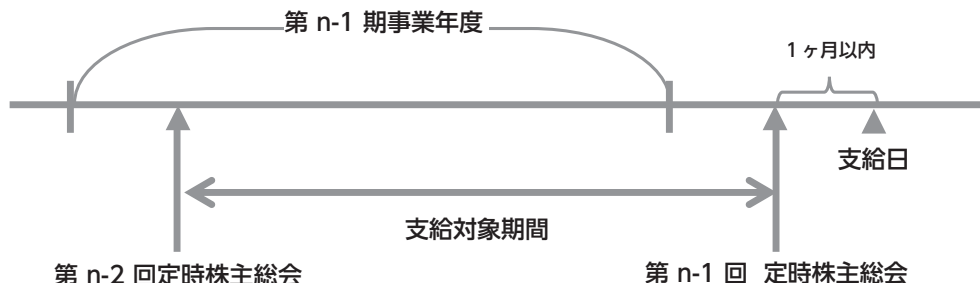
- ・ 取締役会で決定する確定額（法人税法第34条第1項第3号イ（1）に定める「確定した額」をいいます。以下同じです。）を上限とします。
- ・ 支給率は、事業年度ごとの支給対象者の役位別の業績連動金銭報酬の、支給人数に応じ、指名報酬委員会の答申を経て取締役会で決定します。
- ・ 税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切捨てとします。
- ・ 業績連動金銭報酬総額（支給総額）は、1円未満は切捨てとします。
- ・ 税金等調整前当期純利益が0（ゼロ）以下の場合には、業績連動金銭報酬を支給しません。

ハ) 各人への配分

支給対象者への支給額 = 業績連動金銭報酬総額 × $\frac{\text{支給対象者のポイント}}{\text{全支給対象者のポイント合計}}$

- ・ 支給対象者ポイント：毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、指名報酬委員会の答申を経て取締役会にて決定します。
- ・ 支給対象者が、業績連動金銭報酬の支給対象期間（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（支給対象者の地位を失った場合を含みます。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

<業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬の支給対象期間>



3. 業績連動株式報酬

1) 概要

業績連動株式報酬は、株主総会で承認可決された業績連動株式報酬（上限額）以内で、口）算定式により算出される支給対象となる事業年度（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を当該事業年度の役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に金銭で支給します。

当社は、業績連動株式報酬の支給対象者に対して、400,000株（以下「業績連動株式発行上限数」といいます。）以内で新株発行又は自己株式の処分の方法により、当社の普通株式を割り当てることとし、各支給対象者は、支給を受けた業績連動株式報酬金額（但し、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払い込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下同じです。）を払い込むこととします。

なお、業績連動株式報酬は、支給対象者が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、一定の譲渡制限期間（払込期日から3年間）、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨等の一定の内容を含む業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給します。

但し、業績連動株式報酬においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各支給対象者に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。

業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数*を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。

また、支給対象者から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。

(*)については、後述「5. 株式報酬制度の割当条件」をご参照ください。

ロ) 算定式

業績連動株式報酬総額（支給総額）＝ 税金等調整前当期純利益 × 「A」 × 支給率

- ・取締役会で決定する確定額を上限とします。支給率は、事業年度ごとの支給対象者の役位別の業績連動株式報酬の支給人数に応じ、指名報酬委員会の答申を経て取締役会で決定します。
- ・税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切捨てとします。
- ・業績連動株式報酬総額（支給総額）は、1円未満は切捨てとします。
- ・税金等調整前当期純利益が0（ゼロ）以下の場合には、業績連動株式報酬を支給しません。

ハ) 各人への配分

支給対象者への支給額 = 業績連動株式報酬総額 × $\frac{\text{支給対象者のポイント}}{\text{全支給対象者のポイント合計}}$

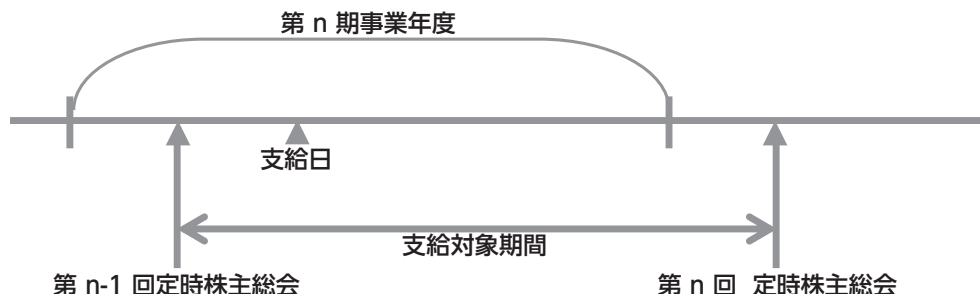
- ・支給対象者ポイント：毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、指名報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定します。
- ・支給対象者が、業績連動株式報酬の支給対象期間（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（支給対象者の地位を失った場合を含みます。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

4. 譲渡制限付株式報酬

各支給対象者への譲渡制限付株式報酬としての金銭債権の支給額は、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（譲渡制限付株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該特定の事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の職務執行の対価として普通株式を割り当てられた時点の役位別に設定します。

譲渡制限付株式報酬は、支給対象者が支給を受けた金銭債権の全部を現物出資財産として、160,000株（以下「譲渡制限付株式発行上限数」といいます。）以内で当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の割り当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、①一定の譲渡制限期間（払込期日から10年間）、割り当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨や②譲渡制限期間中に一定の事由が生じた場合には、当該株式を当社が無償で取得する旨等の一定の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること、また、支給対象者が当該割当に係る新株発行又は自己株式処分の払込期日の直前時において当社の支給対象者の地位にあること、当該割当に係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないことを条件として、取締役会にて決定した支給日に支給します。

<譲渡制限付株式報酬の支給対象期間>



5. 株式報酬制度の割当条件

株式報酬制度は、以下のa)~e)を条件として、それぞれ支給対象者に割り当てます。

(割当の条件)

- ある事業年度における株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける支給対象者（当該引受の時点において当社の支給対象者である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、5,680,000株に満たない数（以下「対象者持株上限数」といいます。）とします。
- 譲渡制限付株式発行上限数、業績連動株式発行上限数及び対象者持株上限数は、当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。
- 株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定します。
- 株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける支給対象者に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。
- 譲渡制限付株式報酬は、特定譲渡制限付株式を割り当てる方法により、当社が新たに発行又は処分する普通株式を支給対象者に対し割り当てます。

(5) 株式報酬ガイドライン

株式報酬制度により支給対象者に対し付与される当社普通株式に対する保有方針を定めたガイドラインを制定し、一定程度の株式数を保有した場合の取締役報酬額の調整について方針を定めています。

なお、取締役報酬額については当該ガイドラインに準じて指名報酬委員会で審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会において決定することとしています。

(6) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

確定金額報酬：監査等委員である取締役の協議により決定します。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名報酬委員会が「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づき総合的に審議のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申内容を尊重して決定し運用されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 変更後の内容

2026年5月14日開催の取締役会において、第81期（2027年3月期）以降の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の一部変更を決定し、「(4) 各報酬の概要」のうち、「2.業績連動金銭報酬」及び「3.業績連動株式報酬」について制度の変更を実施しております。

また、取締役の職務執行の適正性を確保するとともに、報酬と企業業績との健全な連動性及び株主との利益整合性の向上を図ることを目的に、マルス・クローバック条項を導入します。

前述「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」のうち、変更される内容は以下のとおりです。

(4) 各報酬の概要

2. 業績連動金銭報酬

イ) 概要

業績連動金銭報酬は、株主総会で承認可決された業績連動金銭報酬（上限額）以内で、ロ) 算定式により支給対象となる各事業年度（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）における支給対象者（業務執行取締役及び上席専務執行役員をいいます。以下同じです。）の当該事業年度の役位に応じ算出される報酬額を、各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に金銭で支給します。

ロ) 算定式

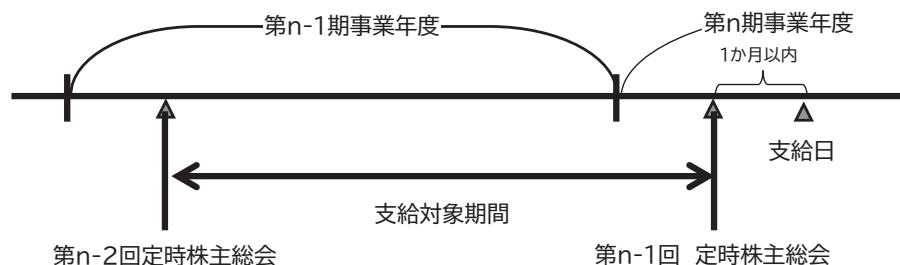
業績連動金銭報酬額＝税金等調整前当期純利益×「A」×各役位の支給率×在籍月数÷12

- ・「上限額」(法人税法第34条第1項第3号イ(1)に定める「確定した額」をいいます。以下同じです。)は、指名報酬委員会の答申を経て取締役会にて決定します。
- ・各役位の支給率は、每期、役位別の人員数、職責及び業績予想を勘案し、指名報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定します。
- ・税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切捨てとします。
- ・業績連動金銭報酬額は、1円未満は切捨てとします。
- ・税金等調整前当期純利益が0(ゼロ)以下の場合には、業績連動金銭報酬を支給しません。

以下のハ)は、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬において共通です。

ハ) 支給対象期間

業績連動金銭報酬の支給対象期間は、業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。



二) 支給対象期間中の就任及び退任

支給対象期間の途中で支給対象者に就任(支給対象者の地位になった場合を含みます。)した場合、就任した日の属する月の翌月(但し、1日に就任した場合は当月とします。)から起算した月数を在籍月数とします。

支給対象期間の途中で支給対象者から退任（支給対象者の地位を失った場合を含みます。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月（但し、支給対象期間の途中で支給対象者に就任した場合は前述に従います。）から起算して退任した日が属する月までの月数を在籍月数とします。

3. 業績連動株式報酬

イ) 概要

業績連動株式報酬は、株主総会で承認可決された業績連動株式報酬（上限額）以内で、ロ) 算定式により支給対象となる各事業年度（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）における支給対象者の当該事業年度の役位に応じ算出される報酬額を、当社の普通株式の払込資金として各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に金銭で支給します。

当社は、業績連動株式報酬の支給対象者に対して、400,000株（以下「業績連動株式発行上限数」といいます。）以内で新株発行又は自己株式の処分の方法により、当社の普通株式を割り当てることとし、各支給対象者は、支給を受けた業績連動株式報酬金額（但し、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下同じです。）を払い込むこととします。

なお、業績連動株式報酬は、支給対象者が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、一定の譲渡制限期間（払込期日から3年間）、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨等の一定の内容を含む業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給します。

但し、業績連動株式報酬においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各支給対象者に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみにとします。

業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数*を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。

また、支給対象者から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみにとします。

(*)については、前述「イ.(4)5.株式報酬制度の割当条件」をご参照ください。

ロ) 算定式

業績連動株式報酬額 = 税金等調整前当期純利益 × 「A」 × 各役位の支給率 × 在籍月数 ÷ 12

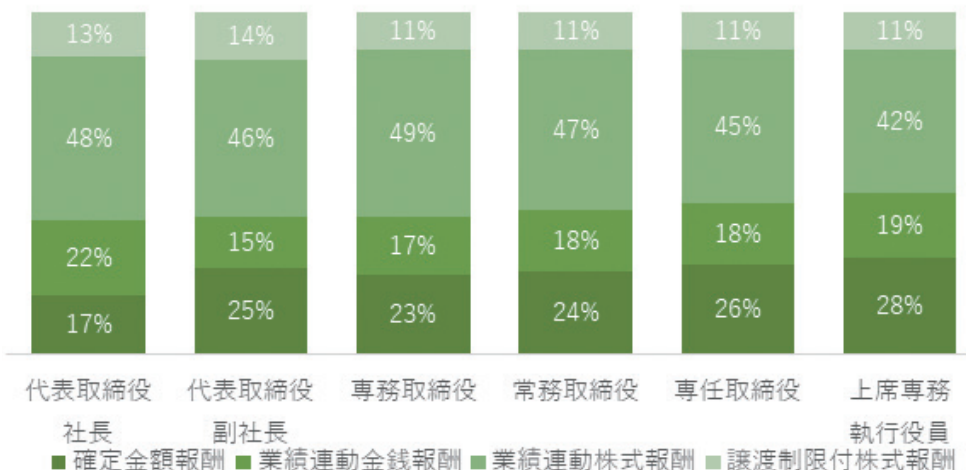
- ・ 上限額は、指名報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定します。
- ・ 各役位の支給率は、毎期、役位別の人員数、職責及び業績予想を勘案し、指名報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定します。
- ・ 税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切捨てとします。
- ・ 業績連動株式報酬額は、1円未満は切捨てとします。
- ・ 税金等調整前当期純利益が0（ゼロ）以下の場合には、業績連動株式報酬を支給しません。

ハ) 支給対象期間中の就任及び退任

支給対象期間の途中で支給対象者（業務執行取締役を除きます。）に就任（当該支給対象者の地位になった場合を含みます。）した場合、就任した日の属する月の翌月（但し、1日に就任した場合は当月とします。）から起算した月数を在籍月数とします。

支給対象期間の途中で支給対象者から退任（支給対象者の地位を失った場合を含みます。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月（但し、支給対象期間の途中で支給対象者に就任した場合は前述に従います。）から起算して退任した日が属する月までの月数を在籍月数とします。

なお、当該変更により、「(2) 各報酬等の種類別の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針」に基づく役位別の報酬支給割合は、次のとおりです（業績連動報酬は、2027年3月期の予想額）。



(7) マルス・クローバック条項

不正行為、不法行為等が発生した場合、業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給対象者に対し、報酬の減額又は没収（マルス）、並びに返還請求（クローバック）ができるものとします。なお、当該返還の請求の対象は、2026年7月以降に支給する報酬とします。

ハ. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				人数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		確定 金銭報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	376 (22)	72 (22)	41 (-)	220 (-)	42 (-)	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	60 (38)	60 (38)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 （うち社外役員）	437 (60)	132 (60)	41 (-)	220 (-)	42 (-)	9 (4)

(注) 1. 取締役には、業務執行取締役及び非業務執行取締役を含みます。

2. 当事業年度末日の取締役（監査等委員を除く）は3名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）です。

3. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績等

当事業年度における業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬に係る業績指標の内容及びその選定理由並びに算定方法は、上記イ(3)並びに(4)2及び3記載のとおりであり、当事業年度における業績連動報酬に係る指標である税金等調整前当期純利益の目標及び実績は以下のとおりです。

	目 標*	実 績
税金等調整前当期純利益	21,600百万円	32,136百万円

※ 目標は、2025年6月17日発表の有価証券報告書（第79期）において記載しております。当事業年度の「(1-直近3事業年度平均実効税率-直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率)」の値は、73.09%を使用しています。

4. 非金銭報酬等の内容

当事業年度に支給された非金銭報酬等は、2025年6月25日開催の取締役会の決議に基づく、譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式（払込期日：2025年7月10日、払込金額：6,750円／株）、及び、2025年8月1日開催の取締役会の決議に基づく、業績連動株式報酬としての当社普通株式（払込期日：2025年8月20日、払込金額：7,170円／株）です。なお、当社は、2025年12月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割していますが、以下に記載の株式数は当該分割前の株式数となります。

	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
対 象 者	業務執行取締役(退任者を除く)：1名 業務執行取締役(退任者)：1名	業務執行取締役：1名
株 式 数	19,300株	6,613株
譲 渡 制 限 期 間	2025年8月20日～2028年8月19日	2025年7月10日～2035年7月9日

④ 社外役員に関する事項（2026年3月31日現在）

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役土屋恵子氏は、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役、一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブの理事、株式会社トゥビーイングズのアドバイザー及び株式会社教育と探求社の取締役です。日本軽金属ホールディングス株式会社、一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ、株式会社トゥビーイングズ及び株式会社教育と探求社と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役丸山みさえ氏は、丸山みさえ公認会計士事務所の代表、株式会社ヤプリの社外監査役、ディップ株式会社の社外取締役（監査等委員）及びあゆみ製薬ホールディングス株式会社の社外監査役です。丸山みさえ公認会計士事務所、株式会社ヤプリー、ディップ株式会社及びあゆみ製薬ホールディングス株式会社と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役（常勤監査等委員）杉浦秀徳氏は、一般財団法人杏の杜財団の監事及びオリオンビール株式会社の社外監査役です。一般財団法人杏の杜財団及びオリオンビール株式会社と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）佐藤郁美氏は、のぞみ総合法律事務所のパートナー弁護士、ダイダン株式会社の社外取締役及び日本光電工業株式会社の社外取締役（監査等委員）です。のぞみ総合法律事務所、ダイダン株式会社及び日本光電工業株式会社と当社との間には特別の関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査等委員会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
土屋 恵子	16回	100%	—	—
丸山 みさえ	12回	100%	—	—
杉浦 秀徳	16回	100%	13回	100%
佐藤 郁美	16回	100%	13回	100%

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。
 2. 取締役丸山みさえ氏は、2025年6月21日開催の第79回定時株主総会において取締役に選任され就任しており取締役就任後の取締役会の開催回数は12回です。

・発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役土屋恵子氏は、人事分野における豊富な経験に基づき、人事部門及び人的資本の強化に関する事項について取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督を適切に行うとともに、取締役会では議長として独立的な立場から、実効性のある議事運営に努めてきました。また、指名報酬委員会の委員長として、開催されたすべての回に参加し、当社の役員候補者の選定プロセス及びサクセッションプラン等に関し透明性・客観性を高めること等において主導的な役割を果たしました。さらに、特別委員会の委員を務め、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしました。

取締役丸山みさえ氏は、公認会計士としての知識と豊富な経験に基づき、財務会計に関する重要な事項に関し意思決定の妥当性・適正性を確保するため、取締役会で積極的に発言し、当社の経営に対する実効性の高い監督を行いました。また、指名報酬委員会の委員として開催されたすべての回に参加し、当社の業務執行取締役等の報酬の決定及びそのプロセスに関する妥当性について、公平性・客観性の向上に貢献しました。さらに、特別委員会の委員を務め、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしました。

取締役（常勤監査等委員）杉浦秀徳氏は、金融に関する豊富な経験と知見から、リスクや収益性、財務への影響等を踏まえ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問し、専門性に基づく建設的な意見を述べる等当社の業務執行を適切に監査しました。さらに、特別委員会の委員を務め、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしました。

取締役（監査等委員）佐藤郁美氏は、弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を活かし、法的な観点のみならずガバナンスの観点も踏まえ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問し、専門的知見から意見を述べる等当社の業務執行を適切かつ実効性の高い監査を遂行しました。また、指名報酬委員会の委員として開催されたすべての回に参加し、当社の役員候補者の選定プロセス及び業務執行取締役等の報酬制度の決定に関し透明性・客観性を高めること等において貢献しました。さらに、特別委員会の委員長を務め取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしました。

取締役（常勤監査等委員）杉浦秀徳氏、取締役（監査等委員）佐藤郁美氏のいずれも、参加した監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

当社が2025年12月19日付で公表した「執行役員の辞任に関するお知らせ」のとおり、当社の元常務執行役員により不適切な経費精算が行われていたことが当事業年度において判明しました。本人から当社の常務執行役員及び当社子会社である太陽インキ製造株式会社の取締役の辞任の申し出があり、両社を辞任しております。当社は本事案を重く受け止め、経費申請のチェック体制をより厳格なものに変更しており、引き続き、再発防止及び内部統制の強化に努めてまいります。当社社外取締役の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止に向けたガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底を求める等を行いました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 連 結 会 計 年 度 末	前 連 結 会 計 年 度 末 (ご 参 考)	科 目	当 連 結 会 計 年 度 末	前 連 結 会 計 年 度 末 (ご 参 考)
	金 額	金 額		金 額	金 額
流 動 資 産	103,115	98,008	流 動 負 債	40,316	37,991
現金及び預金	43,203	44,903	支払手形及び買掛金	9,501	8,505
受取手形、売掛金及び契約資産	34,317	27,896	短期借入金	1,273	305
商品及び製品	10,331	10,539	1年内返済予定の長期借入金	14,480	17,328
仕掛品	1,239	1,470	未払金	6,108	5,662
原材料及び貯蔵品	10,083	9,334	未払法人税等	5,007	3,168
その他	3,957	3,897	賞与引当金	1,867	1,425
貸倒引当金	△17	△34	その他の引当金	198	111
固 定 資 産	98,813	94,014	その他	1,879	1,483
有形固定資産	70,501	67,638	固 定 負 債	45,854	51,052
建物及び構築物	30,582	30,337	長期借入金	41,098	46,888
機械装置及び運搬具	14,304	14,746	繰延税金負債	1,159	964
工具、器具及び備品	2,505	2,637	その他の引当金	188	89
土地	15,182	15,113	退職給付に係る負債	352	352
建設仮勘定	6,410	3,477	資産除去債務	1,428	1,424
その他	1,515	1,326	その他	1,627	1,332
無形固定資産	14,465	16,341	負 債 合 計	86,170	89,043
のれん	2,744	3,032	純 資 産 の 部		
販売権	4,525	5,185	株 主 資 本	100,983	94,011
顧客関連資産	4,047	4,523	資 本 金	10,206	10,031
その他	3,147	3,599	資 本 剰 余 金	15,328	15,153
投資その他の資産	13,846	10,034	利 益 剰 余 金	83,274	76,932
投資有価証券	8,956	4,870	自 己 株 式	△7,825	△8,106
関係会社株式	1,005	993	その他の包括利益累計額	14,761	8,962
繰延税金資産	620	1,450	その他有価証券評価差額金	3,190	913
退職給付に係る資産	686	576	為替換算調整勘定	11,555	8,027
その他	3,075	2,437	退職給付に係る調整累計額	15	21
貸倒引当金	△498	△294	非支配株主持分	12	4
資 産 合 計	201,928	192,022	純 資 産 合 計	115,757	102,978
			負 債 純 資 産 合 計	201,928	192,022

連結損益計算書

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	金 額	金 額
売上高	137,851	119,010
売上原価	70,355	62,823
売上総利益	67,496	56,187
販売費及び一般管理費	34,967	34,119
営業利益	32,529	22,067
営業外収益	1,695	1,029
受取利息	302	322
補助金収入	163	261
投資有価証券評価益	505	65
投資有価証券売却益	516	0
その他の	206	379
営業外費用	1,979	1,519
支払利息	529	730
貸倒引当金繰入	209	23
為替差損	672	55
固定資産除却損	228	59
固定資産圧縮損	-	233
その他の	340	416
経常利益	32,244	21,577
特別利益	951	-
関係会社清算益	951	-
特別損失	1,059	7,010
減損損失	-	7,010
コーポレートアクション費用	1,059	-
税金等調整前当期純利益	32,136	14,566
法人税、住民税及び事業税	7,979	5,338
法人税等調整額	142	△1,551
当期純利益	24,015	10,779
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	4	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	24,011	10,780

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)	科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)
	金 額	金 額		金 額	金 額
流動資産	33,975	39,358	流動負債	14,987	20,005
現金及び預金	13,477	17,574	短期借入金	2,830	4,141
売掛金	1,111	843	1年内返済予定の長期借入金	9,961	13,158
関係会社短期貸付金	16,665	18,515	未払金	1,618	2,273
未収還付法人税等	315	291	未払法人税等	27	31
その他	2,405	2,133	賞与引当金	433	293
固定資産	79,853	78,604	その他の他	116	106
有形固定資産	7,715	7,893	固定負債	35,771	38,380
建物	4,115	4,295	長期借入金	32,957	36,869
土地	2,746	2,746	資産除去債務	373	370
その他	854	851	繰延税金負債	1,082	126
無形固定資産	877	1,231	債務保証損失引当金	968	877
ソフトウェア	622	924	その他	389	136
その他	255	307	負債合計	50,758	58,385
投資その他の資産	71,259	69,479	純 資 産 の 部		
投資有価証券	7,376	4,120	株主資本	59,935	58,676
関係会社株式	34,479	34,479	資本金	10,206	10,031
関係会社出資金	3,015	2,760	資本剰余金	16,468	16,294
前払年金費用	382	328	資本準備金	174	10,999
関係会社長期貸付金	32,170	35,660	その他資本剰余金	16,294	5,294
その他	619	584	利益剰余金	41,085	40,456
貸倒引当金	△6,784	△8,455	利益準備金	925	620
資産合計	113,828	117,962	その他利益剰余金	40,159	39,835
			別途積立金	12,700	12,700
			繰越利益剰余金	27,459	27,135
			自己株式	△7,825	△8,106
			評価・換算差額等	3,134	900
			その他有価証券 評価差額金	3,134	900
			純資産合計	63,069	59,577
			負債純資産合計	113,828	117,962

損益計算書

(2025年 4月 1日から
2026年 3月 31日まで)

(単位 百万円)

科 目	当 事 業 年 度		前 事 業 年 度 (参 考)	
	金	額	金	額
営 業 収 益				
関 係 会 社 受 取 配 当 金	22,190		19,367	
シ ス テ ム 使 用 料 収 入	4,412		3,756	
不 動 産 賃 貸 収 入	111		90	
営 業 費 収 入	435	27,149	434	23,650
営 業 費 収 入 計		27,149		23,650
営 業 費 用	9,187	9,187	8,461	8,461
営 業 外 収 益		17,961		15,188
受 取 利 息	411		668	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	512		0	
投 資 事 業 組 合 利 益	198		-	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	474		-	
そ の 他	245	1,842	163	832
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	509		817	
投 資 事 業 組 合 損 失	-		48	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	443		794	
そ の 他	229	1,181	250	1,911
経 常 利 益		18,622		14,109
特 別 損 失				
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-		4,784	
コ ー ポ レ ー ト ア ク シ ョ ン 費 用	1,059	1,059	-	4,784
税 引 前 当 期 純 利 益		17,563		9,325
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△662		△695	
法 人 税 等 調 整 額	△72	△734	△145	△841
当 期 純 利 益		18,298		10,166

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尻 引 善 博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 良 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尻 引 善 博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 良 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

太陽ホールディングス株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	嶋村紀明 (印)
常勤監査等委員	杉浦秀徳 (印)
監査等委員	佐藤郁美 (印)

(注) 常勤監査等委員 杉浦秀徳、監査等委員 佐藤郁美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

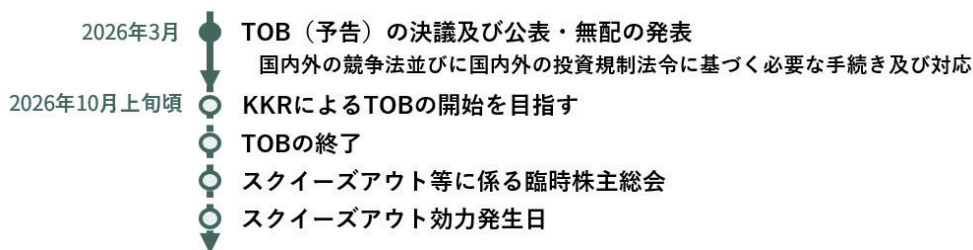
トピックス

KJ005株式会社による当社株式に対する公開買付けの 開始予定に関する賛同及び応募中立の意思表示について

当社は、2026年3月31日開催の取締役会において、KJ005株式会社による当社株式の公開買付けに賛同し、応募の是非は株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました^{*}。なお、KJ005株式会社によれば、本公開買付けの概要は次のとおりです。

- (1) 公開買付者
KJ005株式会社（KKRが運用するファンド傘下）
- (2) 公開買付期間
公開買付者は、2026年10月上旬頃を目途に本公開買付けを目指しておりますが、本クリアランスに係る手続きを所管する国内外の当局における手続等に要する期間を正確に予測することが困難な状況であるため、詳細については決定次第速やかにお知らせいたします。なお、買付期間は原則21営業日とする予定です。
- (3) 公開買付価格
普通株式1株につき、4,750円
- (4) 買付予定の株券等の数
買付予定数
80,705,746株
買付予定数の下限
44,648,100株
買付予定数の上限
-株

(注) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（44,648,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（44,648,100株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (5) 今後のスケジュール



^{*} 詳細については、2026年3月31日付「KJ005株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」をご参照ください。

株主総会 会場ご案内

開催日時 | 2026年6月20日（土曜日）午後1時開会

開催場所 | 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

最寄駅のご案内 | **池袋駅** |

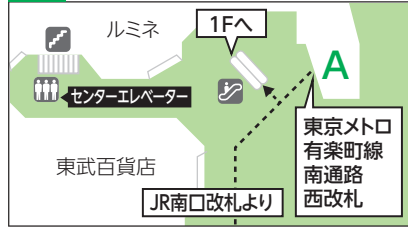
- ・JR、私鉄
- 山手線
- 埼京線
- 湘南新宿ライン
- 西武池袋線
- 東武東上線
- ・東京メトロ
- 丸ノ内線
- 有楽町線
- 副都心線



池袋駅の各路線から会場までのご案内

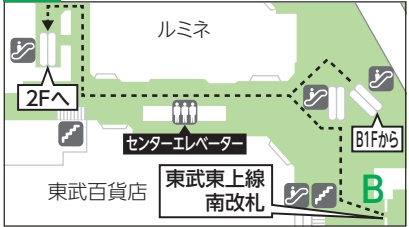
- JR山手線 ● JR埼京線 ● JR湘南新宿ライン
JR池袋駅構内より **C** メトロポリタン口改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ丸ノ内線
中央通路中央改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ有楽町線
有楽町線池袋駅構内より **A** 南通路西改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ副都心線
西通路東改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 西武池袋線
B1F改札より池袋駅コンコースを通り、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 東武東上線
東武東上線池袋駅構内より **B** 南改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

B1F A 東京メトロ 有楽町線 南通路西改札



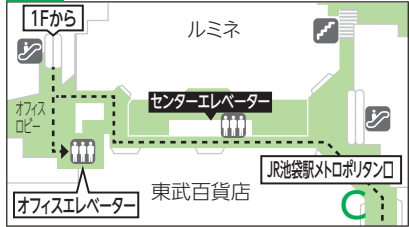
◆プリズムガーデン
エスカレーターで1Fへ

1F B 東武東上線 南改札



◆メトロポリタンプラザビル
オフィス内エスカレーターで2Fへ

2F C JR メトロポリタン口改札



◆オフィスタワーに入り
オフィスエレベーターで12Fへ